

飯塚市企業局事務取扱規程（平成 18 年飯塚市企業管理規程第 3 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 30 日

飯塚市企業管理者 石 田 慎 二

飯塚市企業管理規程第 3 号

飯塚市企業局事務取扱規程の一部を改正する規程

改正後	改正前
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 企業管理者決裁事項 (略)</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>(1)～(19)</u>に準ずる重要又は異例と認める事項に関すること。</p> <p>2 次長専決事項</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 1件<u>500万円</u>以上1,000万円未満の物品購入契約及び修繕契約並びに1件1,000万円以上2,000万円未満の委託契約に係る競争入札参加者及び随意契約の相手方の決定、<u>予定価格の決定及び契約の締結</u>に関すること。</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 1件<u>200万円</u>以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること。</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 1件1,000万円以上の委託契約及び1件<u>500万円</u>以上の修繕契約に係る<u>業務完成確認通知</u>に関すること。</p> <p>(31)～(33) (略)</p> <p><u>(34) 予定価格50万円超の物品の払下げ</u>に関すること。</p> <p>3 課長共通専決事項(課長補佐を置く課の課長にあつては、<u>(4)、(6)、</u></p>	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>1 企業管理者決裁事項</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>前各号</u>に準ずる重要又は異例と認める事項に関すること。</p> <p>2 次長専決事項</p> <p>(1)～(25) (略)</p> <p>(26) 1件<u>100万円</u>以上1,000万円未満の物品購入契約及び修繕契約並びに1件1,000万円以上2,000万円未満の委託契約に係る競争入札参加者及び随意契約の相手方の決定<u>並びに</u>予定価格の決定及び契約の締結に関すること。</p> <p>(27) (略)</p> <p>(28) 1件<u>100万円</u>以上の委託業務及び修繕業務検査報告に関すること。</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 1件1,000万円以上の委託契約及び1件<u>100万円</u>以上の修繕契約に係る<u>業務検査合格通知</u>に関すること。</p> <p>(31)～(33) (略)</p> <p>3 課長共通専決事項(課長補佐を置く課の課長にあつては、<u>第4号、第</u></p>

(10)、(14)及び(17)を、技術課長補佐を置く課の課長にあつては、(4)、(6)、(10)、(14)、(17)及び(18)を除く。)

(1) ～(18) (略)

(19) 課に属する1件200万円以下の工事のしゅん工検査報告に関すること。

(20) 課に属する委託業務及び修繕業務の検査及び1件200万円未満の委託及び修繕業務の業務検査報告に関すること。

(21) ～(23) (略)

4 企業管理課長専決事項

(1) ～(8) (略)

(9) 1件2,500万円未満の工事請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結並びに工事完成確認通知に関すること。

(10) 1件500万円未満の物品購入契約及び修繕契約並びに1件1,000万円未満の委託契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。

(11) 1件1,000万円未満の委託契約及び1件500万円未満の修繕契約に係る業務完成確認通知に関すること。

(12) ～(14) (略)

(15) 予定価格50万円以下の物品の払下げに関すること。

6号、第10号、第14号及び第17号を、技術課長補佐を置く課の課長にあつては、第4号、第6号、第10号、第14号、第17号及び第18号を除く。)

(1) ～(18) (略)

(19) 課に属する1件130万円未満の工事のしゅん工検査報告に関すること。

(20) 課に属する委託業務及び修繕業務の検査及び1件100万円未満の委託及び修繕業務の業務検査報告に関すること。

(21) ～(23) (略)

4 企業管理課長専決事項

(1) ～(8) (略)

(9) 1件2,500万円未満の工事の請負契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結並びに工事完成確認通知に関すること。

(10) 1件100万円未満の物品購入契約及び修繕契約並びに1件1,000万円未満の委託契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約の締結に関すること。

(11) 1件1,000万円未満の委託契約及び1件100万円未満の修繕契約に係る業務検査合格通知に関すること。

(12) ～(14) (略)

(15) 予定価格5万円未満の物品の払下げに関すること。

(16) ～ (38) (略)

5 上水道課長専決事項(技術課長補佐を置いた場合は、(1)を除く。)

(1) ～ (7) (略)

6 下水道課長専決事項(技術課長補佐を置いた場合は、(1)を除く。)

(1) ～ (8) (略)

7 課長補佐共通専決事項 (略)

8 技術課長補佐共通専決事項 (略)

別表第3(第9条関係)

一般公印

種類	ひな形	書体	形状	寸法	保管者
飯塚市企業管理者印 (略)					
飯塚市企業管理者職務代理人印 (略)					
飯塚市企業出納員印 (略)					
飯塚市企業局課長之印	<u>4</u>	てん書	正方形	20mm	企業管理課長
企業出納員日付受領印	<u>5</u>	楷書	円形	22mm	企業出納員
現金取扱員日付受領印	<u>6</u>	楷書	円形	<u>18mm</u>	現金取扱員

(16) ～ (38) (略)

5 上水道課長専決事項(技術課長補佐を置いた場合は、第1号を除く。)

(1) ～ (7) (略)

6 下水道課長専決事項(技術課長補佐を置いた場合は、第1号を除く。)

(1) ～ (8) (略)

7 課長補佐共通専決事項 (略)

8 技術課長補佐共通専決事項 (略)

別表第3(第9条関係)

一般公印

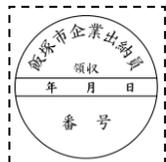
種類	ひな形	書体	形状	寸法	保管者
飯塚市企業管理者印 (略)					
飯塚市企業管理者職務代理人印 (略)					
飯塚市企業出納員印 (略)					
飯塚市企業局課長之印	<u>5</u>	てん書	正方形	20mm	企業管理課長
企業出納員日付受領印	<u>6</u>	楷書	円形	22mm	企業出納員
現金取扱員日付受領印	<u>7</u>	楷書	円形	<u>22mm</u>	現金取扱員
現金取扱員日付受領印(各8課)	<u>8</u>	楷書	円形	<u>18mm</u>	現金取扱員

別表第4(第9条関係)

1~4 (略)

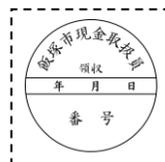
5

径22mm



6

径18mm



別表第4(第9条関係)

1~4 (略)

5

径22mm



6

径22mm



7

径18mm



附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。